

平成24年9月11日

第2419号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（486・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定介護機関の変更（487・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（488・福祉政策課）…………… 2
- 優良図書等の推奨（489・県民生活課）…………… 3
- 青少年に有害な図書類の指定（490・県民生活課）…………… 3
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（491・農業経済課）…………… 3
- 建設業の許可の取消し（492・秋田地域振興局総務企画部）…………… 4
- 建設業の許可の取消し（493・仙北地域振興局総務企画部）…………… 4
- 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（66）…………… 5
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（67）…………… 5
- 公安委員会告示
- 猟銃等講習会（初心者）の実施（85・生活環境課）…………… 5

告 示

秋田県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年9月11日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
サロンうのさき	医療法人幸佑会	男鹿市船川港台島字鵜ノ崎62番地2	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成24年7月1日
訪問看護ステーション「松峰園」	株式会社松峰園	能代市落合字落合72番地1	訪問看護、介護予防訪問看護	平成24年7月1日
アースサポート横手	アースサポート株式会社	横手市前郷二番町8番33号	居宅介護支援事業	平成24年7月1日
春風生活サポートセンター	合同会社春風	南秋田郡五城目町大川下樋口字屋敷下72-1	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成24年8月1日
春風訪問介護センター	合同会社春風	南秋田郡五城目町大川下樋口字屋敷下72-1	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年7月1日
すみれ荘	有限会社さくらヘルパーセンター	仙北郡美郷町本堂城回字若林122番地2	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成24年5月15日

デイサービスセンターふたば	社会福祉法人本荘双葉会	由利本荘市裏尾崎町27の3	通所介護、 介護予防通 所介護	平成24年7月1日
居宅介護支援事業所ひまわり苑	社会福祉法人六縁会	雄勝郡羽後町西馬音内字中野19番地39	居宅介護支 援事業	平成24年4月1日
りんごの里福寿園訪問介護センター	社会福祉法人横手福寿会	横手市増田町増田字土肥館171番地	介護予防訪 問介護	平成24年7月1日
心春	社会福祉法人小坂町社会福祉協議会	鹿角郡小坂町小坂字上田表43-1	認知症対応 型通所介護、 介護予防認知 症対応型通所 介護	平成24年8月1日
デイサービスセンター福寿荘	株式会社みやた	南秋田郡五城目町字鶉ノ木90番地1	介護予防通 所介護	平成24年8月1日
ショートステイ福寿荘	株式会社みやた	南秋田郡五城目町字鶉ノ木90番地1	介護予防短 期入所生活 介護	平成24年8月1日
特別養護老人ホームすこやか館合	社会福祉法人ファミリーケアサービス	横手市雄物川町薄井字新城7-2	地域密着型 介護老人福 祉施設	平成24年9月1日
ショートステイすこやか館合	社会福祉法人ファミリーケアサービス	横手市雄物川町薄井字新城7-2	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成24年8月21日
小規模多機能型居宅介護事業所すこやか館合	社会福祉法人ファミリーケアサービス	横手市雄物川町薄井字新城7-2	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護	平成24年9月1日
居宅介護支援事業所すこやか館合	社会福祉法人ファミリーケアサービス	横手市雄物川町薄井字新城7-2	居宅介護支 援事業	平成24年8月21日

秋田県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年9月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
植える花夢あ かつきヘル パーステー ション	植える花夢あ かつき株式 会社	大仙市大曲飯 田町5番3号	大仙市飯田字 笑ノ口後62番 地9	大仙市大曲飯 田町5番3号	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成24年1月1日
植える花夢あ かつき楽々 ステーション			仙北郡美郷町 本堂城回字新 谷尻202-3		福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、特定介 護予防福祉 用具販売	

秋田県告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54

条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年9月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
かいせいホームヘルパーステーション	社会福祉法人男鹿偕生会	男鹿市脇本脇本字大石館90番地1	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年8月1日

秋田県告示第489号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第5条の2第1項の規定により、次の図書を優良な図書として推奨し、平成24年9月11日から施行する。

平成24年9月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

図書

番号	題 名	発 行 所	著 者 等	推 奨 理 由
1	満月をまって	あすなる書房	メアリー・リン・レイ バーバラ・クーニー	人種への偏見の中で崩れていく少年。その少年が、高い技術と職人の心を持つ父親や周囲の大人、自然に見守られて成長していく過程が描かれており、青少年が心身ともに成長するための示唆に富んだ物語である。 大人にも読んでほしい本である。

秋田県告示第490号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成24年9月11日から施行する。

平成24年9月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発 行 日
10699	まるごと超 桜木さゆみ！！ 過激エッチ ぶっちゃけ編	株式会社ぶんか社	平成24年9月1日
10700	ちび 本当にあった笑える話 83	株式会社ぶんか社	平成24年7月10日
10701	アイドル神画像 ソッる！バスト美脚ヒップ降臨	株式会社コアマガジン	平成24年9月21日
10702	実話時報ゴールデン9月号	竹書房	平成24年8月14日
10703	B L A C K ザ ・ タブー V O L . 5	ミリオン出版株式会社	平成24年9月20日
10704	チャンプロード10月号	株式会社笠倉出版社	平成24年8月25日
10705	月刊 秋田デナイト9月号	月刊 秋田デナイト編集部	平成24年8月15日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		

秋田県告示第491号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年9月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
男鹿市船川港南平沢明 王堂前6番地 佐藤富二雄 男鹿市船川港船川字化 世沢178番地27 平野太刀矢	船川港	秋田県漁業協同組合	平成24年9月11日から 同月25日まで	男鹿市船川港船川字芦沢 210番地 秋田県漁業協同組合船川総 括支所

秋田県告示第492号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年8月30日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
コンドウコンストラクション有限公司
秋田市川元開和町1番25号
代表取締役 近 藤 昌 俊
秋田県知事許可（般-22）第40703号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年8月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第493号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年8月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社畠山建設工業
仙北市田沢湖生保内字相内端57番地4
代表取締役 畠 山 隆太郎
秋田県知事許可（般-22）第2018号
- 3 処分の内容
左官工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年8月24日付けで左官工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年9月11日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,266

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

218,882

秋選管告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年9月11日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,041
能代市山本郡	25,789
横手市	27,706
大館市	22,067
男鹿市	9,341
湯沢市雄勝郡	20,009
鹿角市鹿角郡	11,394
由利本荘市	23,688
潟上市	9,567
大仙市仙北郡	31,281
北秋田市北秋田郡	11,222
にかほ市	7,568
仙北市	8,388
南秋田郡	7,373

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第85号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成24年9月11日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 実施年月日

平成24年10月4日（木）午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

40人

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書 2通
(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

- (1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

- (2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成24年9月11日(火)から同年10月1日(月)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

- (3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3167)又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

正 誤

ページ	行	誤	正
平成24年7月6日(第2400号)掲載の秋田県告示第362号(保安林予定森林の指定通知) (原稿誤り)			
7	10	字金山77の1	字金山77の1(次の図に示す部分に限る。)
平成24年7月27日(第2406号)掲載の秋田県告示第412号(保安林予定森林の指定通知) (原稿誤り)			
2	13	字山根7の1	字山根7の1(次の図に示す部分に限る。)
平成24年7月27日(第2406号)掲載の秋田県告示第414号(保安林予定森林の指定通知) (原稿誤り)			
2	終わりか ら5	字湯ノ尻山2の4	字湯ノ尻山2の4(次の図に示す部分に限る。)
平成24年7月27日(第2406号)掲載の秋田県告示第417号(保安林予定森林の指定通知) (原稿誤り)			
3	終わりか ら4	字水上5の1	字水上5の1(次の図に示す部分に限る。)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078(総務部広報広聴課)